

総統企第175号  
平成15年5月9日

統計審議会会長  
竹内 啓 殿

総務大臣  
片山 虎之助

諮問第289号  
農業経営統計調査の改正について

標記について、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、統計審議会の意見を求める。

理 由

農林水産省は、農業経営統計調査（指定統計第119号を作成するための調査）について、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき策定された食料・農業・農村基本計画（平成12年3月24日閣議決定）に沿って、農業経営関連施策の見直し・再編に対応する基礎資料を整備するため、別途統計報告の徴集として実施している農業組織経営体経営調査を統合するとともに、農業経営部門別統計を中心とする調査体系を営農類型別統計を中心とする調査体系に再編し、調査事項の変更等を行った上で実施することを計画している。

また、これに伴い、調査の名称を「農業経営体経営統計調査（仮称）」に変更することを計画している。

今回の改正計画については、統計体系の整備、報告者負担の軽減、調査の効率的実施等の観点から検討する必要がある。